

令和6年度実施
法科大学院認証評価
評価報告書

筑波大学大学院人文社会ビジネス科学学術院
法曹専攻

令和7年3月

令和8年3月追記

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構

目次

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が実施した法科大学院認証評価について	・ ・	i
I 認証評価結果	・ ・ ・ ・ ・	1
II 基準ごとの評価	・ ・ ・ ・ ・	4
領域1 法科大学院の教育活動等の現況（基準1-1～1-3）	・ ・ ・ ・ ・	4
領域2 法科大学院の教育活動等の質保証（基準2-1～2-6）	・ ・ ・ ・ ・	6
領域3 教育課程及び教育方法（基準3-1～3-7）	・ ・ ・ ・ ・	10
領域4 学生の受入及び定員管理（基準4-1～4-3）	・ ・ ・ ・ ・	17
領域5 施設、設備及び学生支援等の教育環境（基準5-1～5-2）	・ ・ ・ ・ ・	19
III 意見の申立て及びその対応	・ ・ ・ ・ ・	21
付録1 別紙様式一覧		
付録2 根拠資料一覧		
自己評価書		

1. 令和6年度に機構が実施した法科大学院認証評価について

1 評価の目的

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）が、法科大学院を置く大学からの求めに応じて、法科大学院に対して実施する評価（以下「評価」という。）においては、我が国の法科大学院の教育等の水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資することを目的として、機構が定める法科大学院評価基準（以下「評価基準」という。）に基づき、次のことを実施します。

- (1) 法科大学院の教育活動等の質を保証するため、法科大学院を定期的に評価し、教育活動等の状況が評価基準に適合しているか否かの認定をすること。
- (2) 当該法科大学院の教育活動等の質の向上及び改善を促進するため、法科大学院の教育活動等について多面的な評価を実施し、評価結果を当該法科大学院を置く大学に通知すること。
- (3) 法科大学院の活動について、広く国民の理解と支持が得られるよう支援及び促進していくため、法科大学院の教育活動等の状況を多面的に明らかにし、それを社会に示すこと。

2 評価の実施体制

法科大学院に関し高く広い知見を有する大学関係者及び法曹関係者並びに社会、経済、文化その他の分野に関する学識経験を有する者により構成される法科大学院認証評価委員会（以下「評価委員会」という。）の下に、実際の評価作業を行う評価部会を設置するとともに、評価部会等における横断的な事項の審議、評価結果（原案）の調整を行うため運営連絡会議を設置し、評価を実施します。

また、適合と認定されない評価結果（案）に対する意見申立ての審査を行うため、今年度の評価に加わらなかった者から構成される意見申立審査専門部会を設置します。

3 評価方法及びプロセスの概要

(1) 法科大学院における自己評価

「自己評価実施要項」に従い自己評価書を作成し、機構に提出します。

機構が定める法科大学院評価基準に適合しないと判断された法科大学院に係る追評価においては、「追評価実施要項」に従い、本評価において満たしていないとされた基準について自己評価書を作成し、機構に提出します。

(2) 機構における評価

- ① 書面調査：提出された自己評価書（関連資料・データ等を含む。以下同様。）について調査・分析を行い、対象法科大学院の教育活動等の状況が基準を満たしているかどうか判断を行います。また、法曹養成の基本理念や対象法科大学院の目的を踏まえて、特に重要と思われる点を指摘事項として抽出します。
- ② 訪問調査：書面調査では確認することのできない内容等を中心として、対象法科大学院を訪問し現地調査を行います。なお、追評価においては、訪問調査は必要に応じて実施することとしています。
- ③ 評価結果の取りまとめ：書面調査による分析結果に訪問調査で得られた知見を加え、基準を満

たしているかどうかの最終的な判断を行った上で評価結果（案）を作成し、意見の申立ての手続きを経て評価結果として取りまとめます。

- ④ 適合認定：評価の結果、各基準の判断結果を総合的に考慮し、評価基準に適合していると認める場合、対象法科大学院に適合認定を与えます。

追評価においては、本評価時に満たしていないとされた基準について満たしているか否かの判断を行い、先の本評価と併せて総合的に考慮し、評価基準に適合していると認める場合、対象法科大学院に適合認定を与えます。

4 評価のスケジュール

- (1) 機構は、令和5年6月に、申請を予定している法科大学院関係者に対し、評価の基準や方法等について説明会を実施するとともに、当該法科大学院の自己評価担当者等に対し、自己評価書の記載等について同様の方法により研修を実施しました。

また、令和5年9月までに申請した法科大学院の求めに応じて、各法科大学院の状況に即した自己評価書の作成に関する個別研修を実施しました。

- (2) 機構は、令和5年7月から9月にかけて申請を受け付け、最終的に以下の1法科大学院の評価を実施しました。

○ 国立大学（1法科大学院）

- ・ 筑波大学大学院人文社会ビジネス科学学術院法曹専攻

- (3) 機構は、令和6年6月に機構の評価担当者が共通理解の下で公正、適切かつ円滑にその職務を遂行できるよう、評価の目的、内容及び方法等について研修を実施しました。

- (4) 機構は、令和6年6月末までに対象法科大学院を置く大学から自己評価書の提出を受けました。

※ 自己評価書提出後の対象法科大学院の評価は、次のとおり実施しました。

6年7月	書面調査の実施
8月	評価部会 ・ 基準ごとの判断の検討 ・ 書面調査による分析結果の整理
10～11月	訪問調査の実施
12月	評価部会 ・ 評価結果（原案）の作成
7年1月	運営連絡会議、評価委員会 ・ 評価結果（案）の取りまとめ
	評価結果（案）を対象法科大学院を置く大学に通知

3月 | 評価委員会
・評価結果の確定

5 評価結果

令和6年度に本評価を実施した1法科大学院が評価基準に適合しているとする評価結果となりました。

- 評価基準に適合している法科大学院（1法科大学院）
 - ・筑波大学大学院人文社会ビジネス科学学術院法曹専攻

6 評価結果の公表

評価結果は、対象法科大学院を置く大学に提供するとともに、文部科学大臣に報告しました。また、対象法科大学院ごとに「令和6年度実施法科大学院認証評価 評価報告書」として、ウェブサイト (<https://www.niad.ac.jp/>) への掲載等により、広く社会に公表しました。

7 法科大学院認証評価委員会委員及び専門委員（令和7年3月現在）

(1) 法科大学院認証評価委員会

秋葉 康 弘	中央大学教授
石井 徹 哉	大学改革支援・学位授与機構客員教授
宇加治 恭 子	明倫国際法律事務所弁護士
大澤 裕	早稲田大学教授
沖野 眞 巳	東京大学教授
北川 佳世子	早稲田大学教授
◎木村 光 江	日本大学教授
後藤 眞理子	慶應義塾大学客員教授
小林 哲 也	小林総合法律事務所弁護士
齊藤 真 紀	京都大学教授
清水 秀 行	日本労働組合総連合会事務局長
茶園 成 樹	大阪大学教授
土井 真 一	京都大学教授
富所 浩 介	読売新聞東京本社論説副委員長
中川 丈 久	神戸大学教授
長田 真 里	大阪大学教授
野口 貴公美	一橋大学教授
服部 高 宏	追手門学院大学教授
濱田 毅	同志社大学教授
福富 直 子	積水化学工業株式会社執行役員法務部長
前澤 達 朗	司法研修所教官
○松下 淳 一	学習院大学教授
峰 ひろみ	東京都立大学教授
山本 和 彦	一橋大学教授
横山 美 夏	京都大学教授

※ ◎は委員長、○は副委員長

(2) 法科大学院認証評価委員会運営連絡会議

青 井 未 帆	学習院大学教授
秋 葉 康 弘	中央大学教授
石 井 徹 哉	大学改革支援・学位授与機構客員教授
宇 藤 崇	神戸大学教授
沖 野 眞 已	東京大学教授
木 村 光 江	日本大学教授
小 柿 徳 武	大阪公立大学教授
○中 川 丈 久	神戸大学教授
服 部 高 宏	追手門学院大学教授
松 下 淳 一	学習院大学教授
峰 ひろみ	東京都立大学教授
◎山 本 和 彦	一橋大学教授

※ ◎は主査、○は副主査

(3) 法科大学院認証評価委員会評価部会

(第1部会)

◎青 井 未 帆	学習院大学教授
石 井 徹 哉	大学改革支援・学位授与機構客員教授
○齊 藤 彰 子	名古屋大学教授
坂 本 達 彦	坂本法律事務所弁護士
関 根 由 紀	神戸大学教授
栃 木 力	名川・岡村法律事務所客員弁護士
藤 澤 治 奈	立教大学教授
藤 本 利 一	大阪大学教授

※ ◎は部会長、○は副部会長

2. 評価報告書の内容について

「Ⅰ 認証評価結果」

「Ⅰ 認証評価結果」では、機構が定める評価基準に適合しているか否かを記述しています。

追評価については、本評価において満たしていないと判断された基準について満たしているか否かの判断を行い、先の本評価の結果と併せて総合的に考慮し、機構が定める評価基準に適合しているか否かを記述しています。

また、評価基準に適合していないと判断された場合は、その理由を、満たしていない基準については、その具体的な内容を「改善を要する点」として記述しています。

さらに、そのほかの指摘事項（優れた点、特色ある点、改善が望ましい点）がある場合には、上記結果と併せて記述しています。

- ・ 「優れた点」については、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らして、優れている取組と判断されるもの。
- ・ 「特色ある点」については、「優れた点」とまではいえないが、特色ある取組であり、今後も継続して実施することが期待されるもの。
- ・ 「改善が望ましい点」については、基準を満たしていないとまではいえないが、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らして、改善が望ましいと判断されるもの。

「Ⅱ 基準ごとの評価」

「Ⅱ 基準ごとの評価」では、基準ごと（追評価については、本評価で満たしていないと判断された基準ごと）に「評価結果」において、基準を満たしているかどうか、及び「評価結果の根拠・理由」においてその根拠・理由を明らかにしています。また、基準を満たしていない場合は「改善を要する点」においてその具体的な内容を記述しています。

追評価においては、本評価で満たしていないと判断された基準について、上記と同様に記述しています。

「Ⅲ 意見の申立て及びその対応」

「Ⅲ 意見の申立て及びその対応」では、評価結果の確定前に対象法科大学院を置く大学に通知した評価結果（案）の内容等に対し、意見の申立てがあった場合に、当該申立ての内容を転載するとともに、それに対する評価委員会の対応を記述しています。

I 認証評価結果

筑波大学大学院人文社会ビジネス科学学術院法曹専攻は、各基準の判断結果を総合的に考慮した結果、大学改革支援・学位授与機構が定める法科大学院評価基準に適合している。

【判断の理由】

法科大学院評価基準を構成する 21 の基準のうち、改善を要する点が認められる基準 1－2、3－3、3－4、3－5 を除く全ての基準を満たしており、各基準の判断結果を総合的に考慮すれば、法科大学院の教育活動等の状況が法科大学院評価基準に適合している。

当該法科大学院の特色ある点として、次のことが挙げられる。

- 時間的制約の多い有職社会人学生への配慮として、長期履修制度が設けられているほか、メディア授業の実施方法を工夫することにより平日の通学が困難な学生への学修時間の確保が実現されている。また、法学部以外の学部出身者の未修者を中心とした学生構成であることへの配慮として、入学予定者に対して、入学前から、弁護士チューターによるチューターゼミが開講されて、入学後にも正課授業の補完として入学者の特性に応じてチューターゼミが開講されている。このほか、初学者を念頭に、未修 1 年次から法的分析、構成及び論述の能力の基礎的な力を涵養することを目標とする授業科目「基礎ゼミⅠ」、「基礎ゼミⅡ」が開講され、基礎的な実践的能力の涵養が図られている。（基準 5－2）

当該法科大学院の改善を要する点として、次のことが挙げられる。

- 専任教員以外の教員に対し、授業実施前に授業の内容、実施、成績評価に関する法科大学院としての統一された方針に基づく考え方についての指導や周知が十分とはいえない（基準 1－2）
- 一部の授業科目では、シラバスの到達目標の明確性を欠く科目や授業の最終回に小テストが実施されるなど授業外学習時間について適切に配慮がされていないものが認められることから、組織的なシラバスチェックが十分に行われていない。令和 6 年 11 月の法曹専攻教育会議において、「法曹専攻におけるシラバス作成のためのガイドライン」及び「法曹専攻における成績評価に関するガイドライン」が新たに策定されたことを踏まえ、本ガイドラインに則して令和 7 年度以降のシラバスについて十分かつ適切にシラバスチェックを実施することが必要である。（基準 3－3）（基準 3－4）
- 一部の録画オンデマンド方式の授業では、当該授業を行う教員等により毎回の授業終了後あわせ行われるべき適切な方法による指導については、毎回の授業の実施後すみやかに行われていなかったが、令和 6 年 11 月の法曹専攻教育会議において、授業動画等の視聴期限を定め、期限終了後すみやかに適切な方法により指導を行うことが明記された「法曹専攻における遠隔（リモート）授業等の実施方法について（内規）」の改定版が策定されたことを踏まえ、単位互換協定により他大学に提供する場合の授業科目の実施も含めて同内規に則して授業を実施することが必要である。また、対面授業を録画しその録画の視聴をもって授業の出席に替える措置をとる場合も同内規に則して対応することが必要であることに留意すべきである。（基準 3－4）

- 授業の方法については、組織的に統一された方針を明確に定め、その方針の範囲内において各担当教員の裁量により授業が実施されることが必要である。（基準3-4）
- 一部の授業科目の平常点評価において「感想文」が考慮要素に含まれるものや、授業態度の点数を基準点からの増減により評価されていることで結果的には出席点に相当する疑念があるものが認められるなど、成績評価基準が客観的かつ厳正に評価されるものとなっていないものがあり、また、学生の学習到達度も考慮して成績評価が行われていることに対する組織的な確認が十分に行われていない。「法曹専攻における成績評価に関するガイドライン」が新たに策定されたことを踏まえ、同ガイドラインに則して専任教員による組織的な成績評価の確認を実施することが必要である。（基準3-5）

（追記 令和8年3月）

基準1-2

- 「専任教員以外の教員に対し、授業実施前に授業の内容、実施、成績評価に関する法科大学院としての統一された方針に基づく考え方についての指導や周知が十分とはいえない。」とする改善を要する点は、令和7年度に改善されている。

基準3-3、基準3-4

- 「一部の授業科目では、シラバスの到達目標の明確性を欠く科目や授業の最終回に小テストが実施されるなど授業外学習時間について適切に配慮がされていないものが認められることから、組織的なシラバスチェックが十分に行われていない。令和6年11月の法曹専攻教育会議において、『法曹専攻におけるシラバス作成のためのガイドライン』及び『法曹専攻における成績評価に関するガイドライン』が新たに策定されたことを踏まえ、本ガイドラインに則して令和7年度以降のシラバスについて十分かつ適切にシラバスチェックを実施することが必要である。」とする改善を要する点は、令和7年度に改善されている。

基準3-4

- 「授業の方法については、組織的に統一された方針を明確に定め、その方針の範囲内において各担当教員の裁量により授業が実施されることが必要である。」とする改善を要する点は、令和7年度に改善されている。

当該法科大学院の改善が望ましい点として、次のことが挙げられる。

- 当該法科大学院の運営に必要な予算の配分に当たっては、間接的に法科大学院の意見が反映されているものの、設置者が直接的に法科大学院の意見を聴取する機会が設けられていない。（基準1-2）
- 令和6年11月の法曹専攻教育会議において、「人文社会ビジネス科学学術院法曹専攻における自己点検評価に関する申合せ」の改定版が策定されていることを踏まえ、次回以降の自己点検・評価においては、改定された前記申合せに則して自己点検・評価が実施されることが望ましい。（基準2-1、2-2）
- これまで慣例により行われていた法科大学院の授業担当能力の確認について、令和6年11月の法曹専攻教育会議において「法曹専攻担当教員認定に関する申し合わせ」が新たに策定され、法科大学院の科目担当教員の全てに対して科目分野ごとに求められる実務上の知識、能力及び実績に関する判断基準等が明確に定められるようになったことを踏まえ、令和6年度以降に実

施する専任教員の採用及び昇任について、本申合せに則して改めて審査をすることが望ましい。
(基準 2 - 5)

(追記 令和 8 年 3 月)

基準 1 - 2

- 「当該法科大学院の運営に必要な予算の配分に当たっては、間接的に法科大学院の意見が反映されているものの、設置者が直接的に法科大学院の意見を聴取する機会が設けられていない。」とする改善が望ましい点は、令和 7 年度に改善されている。

Ⅱ 基準ごとの評価

領域 1 法科大学院の教育活動等の現況

基準 1-1 法科大学院の目的が適切に設定されていること

【評価結果】 基準 1-1 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

法科大学院の目的が適切に設定され、教育の理念、目標、養成しようとする人材像等が明確である。

基準 1-2 教育活動等を展開する上で必要な教員等が適切に配置されているとともに、必要な運営体制が適切に整備されていること

【評価結果】 基準 1-2 を満たしていない。

【改善を要する点】

○ 教育上主要と認める授業科目については、約 8 割が専任の教授又は准教授によって担当されている。専任の教授又は准教授によって担当されていない授業科目については、教務委員会でのシラバス確認や成績評価内容の確認が事後的に行われているものの、専任教員以外の教員に対し、授業実施前に授業の内容、実施、成績評価に関する法科大学院としての統一された方針に基づく考え方についての指導や周知が十分とはいえない。

【評価結果の根拠・理由】

別紙様式 1-2-1-1 のとおり、大学院設置基準等各設置基準及び告示に照らして、基準数以上の専任教員並びに兼担及び兼任教員が配置され、その年齢の構成は、著しく偏っておらず、性別その他の多様な属性により構成されるよう配慮されている。

教育上主要と認める授業科目については、約 8 割が専任の教授又は准教授によって担当されている。専任の教授又は准教授によって担当されていない授業科目については、教務委員会でのシラバス確認や成績評価内容の確認が事後的に行われているものの、専任教員以外の教員に対し、授業実施前に授業の内容、実施、成績評価に関する法科大学院としての統一された方針に基づく考え方についての指導や周知が十分とはいえない。

法科大学院の運営に関する重要事項を審議する組織として、「人文社会ビジネス科学学術院運営委員会」（以下「学術院運営委員会」という。）からの付託を受けた教務事項等を審議する「人文社会ビジネス科学学術院法曹専攻教育会議」（以下「法曹専攻教育会議」という。）及び、教員人事等を審議する「人文社会ビジネス科学学術院法曹専攻教員会議」（以下「法曹専攻教員会議」という。）が置かれている。法曹専攻教育会議及び法曹専攻教員会議は、当該専攻を担当する専任教員により構成されており、学校教育法第 93 条第 2 項に規定される事項等を審議している。なお、法

曹専攻教員会議における決定は、「ビジネスサイエンス系人事委員会」（以下「人事委員会」という。）の総会に発議の上、最終決定される。

令和5年度には、別紙様式1-2-2のとおり開催されている。

専任の長として、法曹専攻長が置かれている。

当該法科大学院の運営に必要な経費は、設置者により負担されており、予算の配分に当たっては、予算要求に係る調書や非常勤講師枠追加配分申請書等の提出の機会が確保され、予算に関する事項は、学術院運営委員会の審議事項であるが、同運営委員会からの付託により、法曹専攻教育会議での決定内容をもって同運営委員会の議決とされることから、法科大学院の意見が間接的に反映されているものの、設置者が直接的に法科大学院の意見を聴取する機会が設けられていない。

法科大学院の管理運営を行うための事務組織として、社会人大学院等支援室が設置され、法科大学院の事務を所掌している。なお、教務関係の事務を担当する職員として、主幹（教務担当）、法科大学院教務係長、教務係主任が各1人、一般職員2人が配置されている。また、法曹専攻事務室には窓口対応等を担当する職員として、事務補佐員2人が配置されている。ただし、訪問調査時点では、主幹（教務担当）が法科大学院教務係長を兼務している。

管理運営に従事する教職員の能力の質の向上に寄与するため、別紙様式1-2-5のとおり、INFOSS 情報倫理研修（15人参加）、ビジネスサイエンス系科研費セミナー（11人参加）、ハラスメント防止セミナー（19人参加）、教育研究費の不正防止のためのコンプライアンス教育（15人参加）等のスタッフ・ディベロップメント（SD）が実施されている。

基準1-3 法科大学院の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること

【評価結果】 基準1-3を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

法令により公表が求められている事項について、別紙様式1-3-1のとおり公表されている。

なお、法曹養成連携協定が締結されていないため、分析項目1-3-2（法曹養成連携協定に関連して法令により公表が求められている事項を公表していること）については分析、判断を行わない。

領域 2 法科大学院の教育活動等の質保証

基準 2-1 【重点評価項目】教育活動等の状況について自己点検・評価し、その結果に基づき教育活動等の質の維持、改善及び向上に継続的に取り組むための体制が明確に規定されていること

【評価結果】 基準 2-1 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

自己点検・評価の実施に責任を持つ組織として、自己点検評価委員長を責任者とする自己点検評価委員会が設置されており、各連携状況は別紙様式 2-1-1 のとおり教育活動等の質及び学生の学習成果の水準について、継続的に維持、改善及び向上を図るための体制が整備されている。

関係法令に則して教育課程連携協議会が設置され、別紙様式 2-1-2 のとおり開催されている。

なお、自己評価書提出時点では、自己点検・評価の実施にかかる体制が十分に規定されていなかったが、令和 6 年 11 月の法曹専攻教育会議において、それらが明確に示された「人文社会ビジネス科学学術院法曹専攻における自己点検評価に関する申合せ」（以下「自己点検評価に関する申合せ」という。）の改定版が策定されている。したがって、次回以降の自己点検・評価においては、改定された前記申合せに則して自己点検・評価が実施されることが望ましい。

基準 2-2 【重点評価項目】教育活動等の状況について自己点検・評価を行うための手順が明確に規定され、適切に実施されていること

【評価結果】 基準 2-2 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

自己点検・評価を実施するための評価項目及び手順は、「筑波大学大学院人文社会ビジネス科学学術院法曹専攻自己点検評価実施要綱」において定められており、これまで自己点検・評価が別紙様式 2-2-1 のとおり、定められた評価項目及び手順に則り実施されている。なお、令和 6 年度には、同実施要綱に記載の各評価項目について、より具体的かつ明確な評価基準及び担当委員会等が定められた「自己点検評価に関する申合せ」が策定され、令和 6 年度から同申合せに定められた評価項目及び手順に則り自己点検・評価が実施されている。ただし、同申合せにおいて、教育内容に関する自己点検・評価の中で、演習形式の授業内容を確認するとあるが、その確認のためのシラバスチェックについては十分に実施されていない。

文部科学省が実施する法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラムのための自己評価において、未修者コース入試競争倍率、未修者コースの司法試験合格率、全国法科大学院司法試験（全体）平均合格率、標準修業年限修了率等の具体的かつ客観的な指標・数値を用いて教育の実施状況や教育の成果が分析されている。また、共通到達度確認試験の成績等も踏まえ、FD 委員会において法学未修者に対する教育の実施状況及び教育の成果が分析され、専任教員全員を構成員とする FD 会議にも諮られている。

なお、自己評価書提出時点では、各評価項目における役割分担までは規程類等で明示されておらず、また、法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム指標に基づく分析及び共通到達度確認試験の成績等の分析についても、それぞれ自己点検・評価の評価項目であることが規程類等において明示されていなかったが、令和6年11月の法曹専攻教育会議において、それらが明確に示された前記申合せの改定版が策定されている。したがって、次回以降の自己点検・評価においては、改定された前記申合せに則して自己点検・評価が実施されることが望ましい。

基準2-3 【重点評価項目】 法科大学院の目的に則した人材養成がなされていること

【評価結果】 基準2-3を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

修了者の司法試験の合格状況は、別紙様式2-3-1のとおり、直近5年間で全法科大学院の平均合格率は下回るものの、毎年合格率は上昇しており、平均合格率の2分の1は上回っている。また、社会人学生を対象とし、未修者の定員が7割超の学生構成である中、未修者の合格率は令和5年度を除いて平均合格率を上回っていることを踏まえて適切な状況にある。

また、修了者の進路等の状況は、司法試験合格者のうちの大部分は合格年度又は翌年度に司法修習に行き、弁護士を中心とした法曹として活動しており、その他の者も、公認会計士、弁理士といった専門職や企業の法務部員といった現職を継続する中で、法科大学院で学んだ知識、能力を生かしていることを踏まえ、法科大学院が養成しようとする法曹像に照らして適切な状況にある。

法曹専攻修了生アンケート、修了生アドバイザーボード及び合格者座談会開催結果等に鑑みれば、法科大学院の目的に則した人材養成が行われているものといえる。

基準2-4 【重点評価項目】教育活動等の状況についての自己点検・評価に基づき教育の改善・向上の取組が行われていること

【評価結果】 基準2-4を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

別紙様式2-2-1のとおり、教育活動等の状況についての自己点検・評価の結果、改善すべき事項があった場合には、対応計画が策定され、計画に基づいた取組がなされている。また、自己点検評価委員会等で取組の効果が検証されている。さらに、自己点検・評価した結果については、法曹専攻教育課程連携協議会に諮り、外部検証も受けることとなっている。

基準 2-5 教員の質を確保し、さらに教育活動を支援又は補助する者も含め、その質の維持及び向上を図っていること

【評価結果】 基準 2-5 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

教員の採用及び昇任に関して、職階ごとに求める教育上、研究上又は実務上の知識、能力及び実績の基準並びに評価の方法等が「ビジネスサイエンス系教員選考審査基準」、「法曹専攻を担当する教員の審査について（申し合わせ）」において定められている。教員の採用及び昇任は、法曹専攻教員会議の議を経て法曹専攻長が人事委員会に発議し、人事委員会の総会の付託を受けた専門委員会による実質審査を経て、専門委員会主査の報告を受け総会がビジネスサイエンス系として最終決定されており、別紙様式 2-5-1 のとおり適切に実施されている。なお、法科大学院の授業担当能力の確認については採用時にあわせて行われているものの、助教に対する確認、兼任及び兼任教員並びに実務家教員に対する確認内容については慣例により行われていたが、令和 6 年 11 月の法曹専攻教育会議において「法曹専攻担当教員認定に関する申し合わせ」が新たに策定され、法科大学院の科目担当教員の全てに対して科目分野ごとに求められる実務上の知識、能力及び実績に関する判断基準等が明確に定められるようになった。これを踏まえて、令和 6 年度以降に実施する専任教員の採用及び昇任について、本申合せに則して改めて審査をすることが望ましい。

「大学教員業績評価規程」、「大学教員業績評価に係る申合せ」、「ビジネスサイエンス系における大学教員業績評価の方針」において、教員の教育活動及び教育上の指導能力に関する評価の実施について定められており、別紙様式 2-5-2 のとおり、教員の教育活動及び教育上の指導能力に関する評価が継続的に実施されている。

別紙様式 2-5-3 のとおり、教育成果の分析として「共通到達度確認試験の成績と授業の成績の相関関係の分析」及び「録画配信科目と対面・同時オンライン科目の成績比較」、教育方法の研究として「録画の視聴による授業の相互参観」及び「ペンタブレット使用方法の実演」等の取組が、授業の内容及び方法の改善を図るためのファカルティ・ディベロップメント（FD）として組織的に実施されている。

法科大学院の教育を支援又は補助する者として、「ビジネス科学研究科法曹専攻チューター制度実施要領」に基づきチューター制度が導入されており、授業内容の理解の定着や基礎知識の補充を目的としたチューターゼミが実施されている。チューターゼミの各回実施後には実施報告の提出を求めることで授業との連携を図ることや、チューターゼミの質の担保を図るため、チューター全体会議を実施し意見交換の場が確保されている。また、チューターの採用に当たっては業績目録の提出を求め、さらに専任教員が選考理由書を作成し、チューターの教育能力を担保するなど、教育の支援又は補助する者に対して、質の維持、向上を図る取組が組織的に実施されている。

基準 2 - 6 法科大学院が法曹養成連携協定に基づいて行うこととされている事項が適切に実施されていること

(法曹養成連携協定が締結されていないため、この基準については分析、判断を行わない。)

領域 3 教育課程及び教育方法

基準 3-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること

【評価結果】 基準 3-1 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

学位授与方針については、自己評価書提出時点では、法科大学院の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定されていなかったが、令和 6 年 9 月の法曹専攻教育会議において、修得した能力、資質の判定方法が具体的かつ明確に示された学位授与方針が策定され、11 月に公表されている。

基準 3-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること

【評価結果】 基準 3-2 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

教育課程方針において、自己評価書提出時点では、①教育課程の編成の方針、②教育方法に関する方針、③学習成果の評価の方針については、②及び③について明確かつ具体的に示されていなかったが、令和 6 年 9 月の法曹専攻教育会議において、それらが明確かつ具体的に示された教育課程方針が策定され、11 月に公表されている。

また、教育課程方針が学位授与方針と整合性を有している。

基準 3-3 教育課程の編成が、学位授与方針及び教育課程方針に則しており、段階的かつ体系的であり、授業科目が法科大学院にふさわしい内容及び水準であること

【評価結果】 基準 3-3 を満たしていない。

【改善を要する点】

○ 一部授業科目では、シラバスの到達目標欄に記載の内容だけでは明確性を欠く科目や法改正への対応がされないまま「共通的な到達目標モデル（第二次案修正案）」がシラバスの到達目標としてそのまま採用されているものが認められ、また、それらに対する組織的なシラバスチェックが十分に行われていない。令和 6 年 11 月の法曹専攻教育会議において、法改正対応も含めた到達目標に対する法科大学院の統一的な方針が示された「法曹専攻におけるシラバス作成のためのガイドライン」が新たに策定されたことを踏まえ、本ガイドラインに則して令和 7 年度以降のシラバスについて十分かつ適切にシラバスチェックを実施することが必要である。

【評価結果の根拠・理由】

法律基本科目の基礎科目、法律基本科目の応用科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目及

び展開・先端科目のそれぞれについて、課程の修了要件に照らして適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されている。なお、自己評価書提出時点では、法律基本科目における基礎科目と応用科目の区別及び展開・先端科目の選択科目（専門職大学院設置基準第 20 条の 3 第 6 項）に対応する授業科目については「法曹専攻における教務に関する申合せ」（以下「教務に関する申合せ」という。）において規定されていなかったが、令和 6 年 11 月の法曹専攻教育会議において、これら科目区分が明記された同申合せの改定版が策定されている。

法律基本科目については、基礎科目を履修した後に応用科目を履修するよう教育課程が編成されている。

また、法律基本科目の履修状況に応じて、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目を履修するよう教育課程が編成されている。

展開・先端科目として、倒産法、租税法、経済法、知的財産法、労働法、環境法、国際関係法（公法系）及び国際関係法（私法系）の全てが、「金沢大学大学院法学研究科法務専攻、九州大学大学院法務学府実務法学専攻、千葉大学大学院専門法務研究科および筑波大学大学院人文社会ビジネス科学学術院法曹専攻間連携に関する単位互換協定」に基づく司法試験の選択科目の単位互換制度によって補完されていることにより、開設されている。

なお、自己評価書提出時点では、単位互換協定により単位互換する授業科目の読み替え及びカリキュラムの一部改定を行った際の授業科目の読み替えに関する規程が適切に整備されていなかったが、令和 6 年 11 月の法曹専攻教育会議において、読み替え等の内容が規定された「教務に関する申合せ」の改定版が策定されている。

全体として、当該法科大学院が養成しようとする人材像に即した授業科目が展開されている。

各授業科目について、おおむね、到達目標がシラバスにおいて学生に明示され、それらは段階的及び体系的な授業科目の履修の観点から適切な水準となっており、また、到達目標に適した授業内容となっている。

ただし、一部授業科目では、シラバスの到達目標欄に記載の内容だけでは明確性を欠く科目や法改正への対応がされないまま「共通的な到達目標モデル（第二次案修正案）」がシラバスの到達目標としてそのまま採用されているものが認められ、また、それらに対する組織的なシラバスチェックが十分に行われていない。令和 6 年 11 月の法曹専攻教育会議において、法改正対応も含めた到達目標に対する法科大学院の統一的な方針が示された「法曹専攻におけるシラバス作成のためのガイドライン」が新たに策定されたことを踏まえ、本ガイドラインに則して令和 7 年度以降のシラバスについて十分かつ適切にシラバスチェックを実施することが必要である。

段階的かつ体系的な教育が実施されていることが容易に確認できる資料として、履修ガイドが学生に示されている。

基準 3－4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、法科大学院にふさわしい授業形態及び授業方法が採用されていること

【評価結果】 基準 3－4 を満たしていない。

【改善を要する点】

- 一部の録画オンデマンド方式の授業では、当該授業を行う教員等により毎回の授業終了後あわせ行われるべき適切な方法による指導については、毎回の授業の実施後すみやかに行われていなかったが、令和6年11月の法曹専攻教育会議において、授業動画等の視聴期限を定め、期限終了後すみやかに適切な方法により指導を行うことが明記された「法曹専攻における遠隔(リモート)授業等の実施方法について(内規)」の改定版が策定されたことを踏まえ、単位互換協定により他大学に提供する場合の授業科目の実施も含めて同内規に則して授業を実施することが必要である。また、対面授業を録画しその録画の視聴をもって授業の出席に替える措置をとる場合も同内規に則して対応することが必要であることに留意すべきである。
- 授業の方法については、組織的に統一された方針を明確に定め、その方針の範囲内において各担当教員の裁量により授業が実施されることが必要である。
- 一授業科目においては、授業の最終回に小テストが実施され、かつ授業時間の大半が占められるなど、授業外学習時間について適切に配慮がされていないものが認められ、それらに対するシラバスチェックなどによる組織的な確認や、兼任教員を含む教員間での考え方の共有が十分ではない。令和6年11月の法曹専攻教育会議において、小テストの実施時期等の注意事項が明記された「法曹専攻における成績評価に関するガイドライン」が新たに策定されたことを踏まえ、本ガイドラインに則して令和7年度以降のシラバスについて十分かつ適切にシラバスチェックを実施することが必要である。

【評価結果の根拠・理由】

授業科目の区分、内容及び到達目標に応じて、適切な授業形態、授業方法が採用されており、授業の方法及び内容がシラバスにおいて学生に明示されている。

なお、時間的制約の多い社会人学生に配慮し、原則として全ての科目は、教室で対面式で実施している授業をテレビ会議システムを利用して同時オンライン配信することにより、残業・出張・感染症への罹患等によって教室での参加が困難な学生に対して授業に出席する機会を提供し、また、通学時間を節約することで学修時間の確保が実現されている。さらに、録画オンデマンド方式の科目も開設することにより、時間割の重複を回避し、学生は都合のよい時間帯に学修をすることが可能となっている。これら遠隔授業については、対面授業と遜色ない双方向性を担保するため、「法曹専攻における遠隔(リモート)授業等の実施方法について(内規)」が策定され、これに則して授業が実施されている。ただし、一部の録画オンデマンド方式の授業では、当該授業を行う教員等により毎回の授業終了後あわせ行われるべき適切な方法による指導については、毎回の授業の実施後すみやかに行われていなかったが、令和6年11月の法曹専攻教育会議において、授業動画等の視聴期限を定め、期限終了後すみやかに適切な方法により指導を行うことが明記された改定版の内規が策定されたことを踏まえ、単位互換協定により他大学に提供する場合の授業科目の実施も含めて同内規に則して授業を実施することが必要である。また、対面授業を録画しその録画の視聴をもって授業の出席に替える措置をとる場合も同内規に則して対応することが必要であることに留意すべきである。そのほか、一部授業科目において予習ビデオを用いるものがあるが、対面授業を録画しその録画の視聴をもって出席に替える措置を取っていることを踏まえ、法科大学院として適切な位置付けを検討することが望ましい。

授業の方法については基礎科目では授業方法を講義とし、発展科目等では授業方法を演習とする

など大枠が設定され、細部については、教育課程方針を踏まえ、当該科目のコンピテンス（カリキュラム上の位置づけ、科目区分）との関係を検討の上、各担当教員の自由な裁量により授業が実施されている。なお、授業の方法については、組織的に統一された方針を明確に定め、その方針の範囲内において各担当教員の裁量により授業が実施されることが必要である。

また、将来の法曹としての実務に必要な論述の能力の涵養については、法律基本科目の応用科目のすべてが演習科目とされ、事例問題を対象とするなど段階的に学修させ、総合演習科目では起案能力を醸成するように配慮がされている。展開・先端科目においては基礎科目（講義科目）と演習科目（起案能力を含む）に分けて段階的に学修させるよう配慮がされているほか、司法試験の選択科目については、講義科目であっても原則として筆記試験を行う科目とされている。

同時に授業を行う学生数は少人数が基本とされ、特に法律基本科目については同時に授業を行う学生数が50人以下となっている。なお、履修登録希望者が多人数に及ぶ場合には、事前に学生に公表した基準に基づいて履修登録を認める者を決定するなど少人数教育が徹底されている。また、正規学生の受講見込み者数に応じて科目等受講生及び特別聴講学生の受入数を調整し、各科目で50人を超えないよう工夫がされている。

各授業科目における授業時間の設定が、大学院学則、「大学院学則に基づく人文社会ビジネス科学学術院細則」により定められており、法曹専攻教育会議において許可された一部科目を除き、法令に則したものとなっている。

ただし、一授業科目においては、授業の最終回に小テストが実施され、かつ授業時間の大半が占められるなど、授業外学習時間について適切に配慮がされていないものが認められ、それらに対するシラバスチェックなどによる組織的な確認や、兼任教員を含む教員間での考え方の共有が十分ではない。令和6年11月の法曹専攻教育会議において、小テストの実施時期等の注意事項が明記された「法曹専攻における成績評価に関するガイドライン」が新たに策定されたことを踏まえ、本ガイドラインに則して令和7年度以降のシラバスについて十分かつ適切にシラバスチェックを実施することが必要である。

1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっている。5週間の授業期間を1モジュールとし、春学期と秋学期でA、B、Cの各3モジュール及び夏季と春季の休業期間で構成されている。

各授業科目の授業期間が、大学院学則及び学年暦により定められており、月曜日から金曜日の夕刻（18：20～21：00）に2コマ及び土曜日（10：20～20：40）に7コマ開講され、2単位科目の場合は、75分授業を1日につき2コマを、連続するいずれか2期間の10週で行うことにより授業時間が確保されている。

履修登録の上限設定の制度（CAP制）が設けられ、関係法令に適合している。

有職社会人かつ、法学部以外の学部出身者の未修者を中心とした学生構成であることに配慮して、職務都合により、標準の修業年限では修了が困難と考えられる学生の修了を可能とするための長期履修制度が設けられており、かつ、いったん退学した者を退学時の学年に受け入れる再入学制度が導入されている。また、入学前ガイダンスにおいて各科目の参考文献を提示することで入学後に無理なく授業に参加できるようにしているほか、多様なバックグラウンドを持っていることに配慮し、入学予定者に対して、入学前の1月から3月に憲法、民法、刑法について3回ずつ、純粹未修者対象、その他の未修者対象、既修者対象のそれぞれ異なる3種の弁護士チューターによるチューターゼミを開講することにより、入学前準備が適切な方向に誘導されている。なお、チューターゼミに

については、入学後についても純粋未修者用の α ゼミ及び、ある程度の学修経験があり起案練習をメインとする β ゼミの2種類が開催され、正課授業の補完がされている。特に、未修3年次生・既修2年次生を中心に、参加者を少人数で固定した個別型チューターゼミが開講されており、チューターは専任教員と連携を取ってゼミの内容を決定するなど、学生自身が求める指導内容をより反映させたゼミを実現し、参加者を固定することでチューターも各学生の起案の癖を把握でき、より各学生の弱点に留意したきめ細やかな指導がされるよう工夫がされている。このほか、学生が任意で実施している自主ゼミの支援として、学生の要請を受けて専任教員が参加し、起案の添削を行うことで論述能力の向上を図るなどの取組がされている。さらに、初学者向け導入科目として「法曹実務基礎」や、未修1年次から法的分析、構成及び論述の能力の基礎的な力を涵養することを目的とした授業科目「基礎ゼミⅠ」、「基礎ゼミⅡ」が開講されており、民法、憲法、刑法において、初学者を念頭に、事例問題等を用いた実践的な授業が実務家教員により実施されている。

(この基準における自己評価書の根拠資料欄及び備考欄にかかる修正内容)

- 分析項目3-4-5において、「3-3-1-2_筑波大学大学院学則に基づく人文社会ビジネス科学学術院細則第29条・30条」と記載されているものは、「3-3-1-1 筑波大学大学院学則第33条」と修正する。また、「3-3-1-2_筑波大学大学院学則に基づく人文社会ビジネス科学学術院細則12条」と記載されているものは、「3-3-1-3_人文社会ビジネス科学学術院に置く研究群及び専攻における教育課程細則12条」と修正する。
- 分析項目3-4-7において、「3-3-1-2_筑波大学大学院学則に基づく人文社会ビジネス科学学術院細則8-10条」と記載されているものは、「3-3-1-1 筑波大学大学院学則8-10条」と修正する。
- 分析項目3-4-7において、「3-3-1-3_人文社会ビジネス科学学術院に置く研究群及び専攻における教育課程細則14条」と記載されているものは、「3-3-1-2_筑波大学大学院学則に基づく人文社会ビジネス科学学術院細則14条」と修正する。

基準3-5 教育課程方針に則して、公正な成績評価が客観的かつ厳正に実施され、単位が認定されていること

【評価結果】 基準3-5を満たしていない。

【改善を要する点】

- 一部の授業科目の平常点評価において「感想文」が考慮要素に含まれるものや、授業態度の点数を基準点からの増減により評価されていることで結果的には出席点に相当する疑念があるものが認められるなど、成績評価基準が客観的かつ厳正に評価されるものとなっていないものがあり、また、学生の学習到達度も考慮して成績評価が行われていることに対する組織的な確認が十分に行われていない。「法曹専攻における成績評価に関するガイドライン」が新たに策定されたことを踏まえ、同ガイドラインに則して専任教員による組織的な成績評価の確認を実施することが必要である。

【評価結果の根拠・理由】

令和6年11月の法曹専攻教育会議において、平常点評価における到達目標に対する達成度を評価するための留意事項が明記された法科大学院としての統一された基準及びガイドラインに従い専任教員による成績評価チェックを行うことなどが明記された「法曹専攻における成績評価に関するガイドライン」が新たに策定されている。本ガイドラインは、学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもっている。

成績評価基準は、履修ガイドにおいて学生に周知され、平常点等の試験以外の考慮要素の意義や評価における割合等についてもシラバスにおいて学生に周知されている。

成績評価基準及び当該科目の到達目標に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、以下のとおり組織的な確認がなされている。

成績評価は原則として絶対評価によっているが、科目間の評価のばらつきを避けるためA+については履修登録者の10%、A+とAの合計については履修登録者の30%を目処とされている。ただし、履修登録者数が15名未満の科目については、担当教員から緩和の要請があり、かつ、緩和理由が教務委員会及び専攻教育会議で認められることを要件として、これらの割合が緩和されている。さらに、成績公開前に各科目について教務委員会主導のもと授業担当教員以外の教員によって成績評価チェックを行っているほか、授業への出席のみをもって平常点を付与していないことについても平常点の根拠資料の提出を担当教員に求めることで確認がされており、成績評価項目及びその割合についてはシラバスの記載と齟齬がないこと、シラバスの記載から変更がある場合には授業内での口頭の説明や授業での配布資料への記載が学期の初めの方になされていることが確認されている。

ただし、自己評価書提出時点では平常点評価に関する法科大学院としての統一された基準が定められておらず、一部の授業科目の平常点評価において「感想文」が考慮要素に含まれるものや、授業態度の点数を基準点からの増減により評価されていることで結果的には出席点に相当する疑念があるものが認められるなど、成績評価基準が客観的かつ厳正に評価されるものとなっていないものがあり、また、学生の学習到達度も考慮して成績評価が行われていることに対する組織的な確認が十分に行われていない。「法曹専攻における成績評価に関するガイドライン」が新たに策定されたことを踏まえ、同ガイドラインに則して専任教員による組織的な成績評価の確認を実施することが必要である。

追試験を実施する場合には、受験者が不当に利益又は不利益を受けることのないよう配慮されている。また、再試験は令和4年度から実施されていない。

成績に対する異議申立て制度が、組織的に設けられている。

法学既修者としての認定における単位の免除に関する規定が、大学院学則及び「教務に関する申合せ」において、法令等に従い定められている。

他の大学院等において修得した単位や入学前の既修得単位等の認定に関する規定が、大学院学則及び「教務に関する申合せ」において、法令等に従い定められている。

(この基準における自己評価書の根拠資料欄及び備考欄にかかる修正内容)

- 分析項目3-5-1において、「3-3-1-2_筑波大学大学院学則に基づく人文社会ビジネス科学学術院細則第31条の2」と記載されているものは、「3-3-1-1_筑波大学大学院学則第31条の2」と修正する。

基準 3-6 法科大学院の目的及び学位授与方針に則して修了要件が策定され、公正な修了判定が実施されていること

【評価結果】 基準 3-6 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

法科大学院の目的、学位授与方針及び法令に則して、修了要件が組織的に策定されている。

修了要件が履修ガイドにおいて学生に周知されている。

修了の認定が、修了要件に則して組織的に実施されている。

基準 3-7 専任教員の授業負担等が適切であること

【評価結果】 基準 3-7 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

別紙様式 1-2-1-1 のとおり、法科大学院の専任教員の授業負担が適正な範囲内にとどめられている。法科大学院の専任教員には、教育又は研究上極めて顕著な業績を有する者として認められた者で 6 年以上継続して勤務した者又は勤務することが見込まれる者（満 35 歳以下の者にあつては、3 年以上とする）には、相当の研究専念期間が与えられている。なお、別紙様式 3-7-2 のとおり、直近 5 年間において取得した者はいない。

ただし、令和 6 年 9 月より 1 人の教員が研究専念期間を取得している。

領域 4 学生の受入及び定員管理

基準 4-1 学生受入方針が具体的かつ明確に定められていること

【評価結果】 基準 4-1 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

学生受入方針において、入学者に求める適性及び能力が明確に示されている。

また、入学者に求める適性及び能力を評価し判定するために、どのような評価方法で入学者選抜を実施するかについて明確に示されている。

法学既修者の選抜が実施されており、学生受入方針において、法学に関してどの程度の学識を求めるかについて、明確に示されている。

基準 4-2 学生の受入が適切に実施されていること

【評価結果】 基準 4-2 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

学生受入方針に沿って、別紙様式 4-2-1 のとおり入学者選抜の方法が採用されており、入学試験実施委員会を設置し、適切な体制の下で入学試験が実施されている。また、有職社会人を対象としていることから、入学試験は未修者コース、既修者コースともに日曜日又は祝日に実施して受験しやすいように配慮がされているほか、法学未修者コースの論文試験においては法学の知識がある者が有利にならないような出題内容とされている。また、身体に障害のある者に対しては受験上の配慮を申請することができるように配慮がされるなど、公正かつ適正に学生の受入が実施されている。

学生受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が入試委員会において行われており、入試結果の具体的な数値をもとに法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム関係も含めた各種指標についての分析がされているほか、入試全般にわたっての分析結果及び今後の課題について検討結果の総括が行われるなど、その結果が入学者選抜の改善に役立てられている。

基準 4-3 在籍者数及び実入学者数が収容定員及び入学定員に対して適正な数となっていること

【評価結果】 基準 4-3 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

別紙様式 4-3-1 のとおり、在籍者数は 133 人で、収容定員（108 人）の 123%の割合となっている。

おり、直近5年間すべてで110%を上回っている。なお、当該法科大学院はほとんどの学生が有職社会人であり、職務の都合等から長期履修制度により標準的な修業年限を延長している者や休学者が多いことを踏まえると、大幅に上回っている状況とまではいえない。

また、別紙様式4-3-1のとおり、収容定員に対する在籍者数の割合、入学定員に対する実入学者数の割合及び競争倍率は適正であり、入学者数の規模も適切なものとなっている。

休学による滞留者にかかる在籍者数の適正化を図る取組として、退学した者を退学時の学年に受け入れる再入学制度が導入されている。

領域 5 施設、設備及び学生支援等の教育環境

基準 5-1 法科大学院の運営に必要な施設及び設備が整備され、有効に活用されていること

【評価結果】 基準 5-1 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

前回の認証評価時から引き続き、メディア授業を実施するための施設及び設備を含め、法科大学院の運営に必要な施設及び設備が法令に基づき整備され、有効に活用されている。なお、図書館に司書が配置されていないことから、教員の研究及び学生の学習のための図書資料が適切な状態にあるのかについて、法科大学院として継続的に点検することが必要である。

基準 5-2 学生に対して、学習、生活、経済、進路、ハラスメント等に関する相談・助言、支援が行われていること

【評価結果】 基準 5-2 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

前回の認証評価時から引き続き、履修指導、学習相談及び支援の体制を整備し、必要な支援が行われている。

前回の認証評価時から引き続き、学生の生活、経済及び進路に関する相談・助言体制を整備し、必要な支援が行われている。

学生に対し 1 人ずつ担任となる学生担当教員が配置されており、学生調査票に基づいて学生面談が実施されているほか、学生と教員が参加するランチミーティングの機会が確保されている。また、学習上の悩みを抱えている学生に対し、修了生、チューターによる学習相談も実施されている。

修了後 5 年以内の者への支援としては、法曹学修生として、最初の 6 か月間は無償、その後は 6 か月単位の有償で、法曹専攻自習室や図書館等を利用することができるほか、事前に予約をすることによって講義室・ゼミ室を利用することが可能となっている。

障害のある学生への支援については、ヒューマンエンパワーメント推進局のアクセシビリティ支援チームと連携して入学後の支援内容等が策定されている。

有職社会人かつ、法学部以外の学部出身者の未修者を中心とした学生構成であることに配慮して、職務都合により、標準の修業年限では修了が困難と考えられる学生の修了を可能とするための長期履修制度が設けられており、かつ、いったん退学した者を退学時の学年に受け入れる再入学制度が導入されている。また、入学前ガイダンスにおいて各科目の参考文献を提示することで入学後に無理なく授業に参加できるようにしているほか、多様なバックグラウンドを持っていることに配慮し、入学予定者に対して、入学前の 1 月から 3 月に憲法、民法、刑法について 3 回ずつ、純粹未修者対象、その他の未修者対象、既修者対象のそれぞれ異なる 3 種の弁護士チューターによるチューターゼミを開講することにより、入学前準備が適切な方向に誘導されている。なお、チューターゼミに

については、入学後についても純粋未修者用の α ゼミ及び、ある程度の学修経験があり起案練習をメインとする β ゼミの2種類が開催され、正課授業の補完がされている。特に、未修3年次生・既修2年次生を中心に、参加者を少人数で固定した個別型チューターゼミが開講されており、チューターは専任教員と連携を取ってゼミの内容を決定するなど、学生自身が求める指導内容をより反映させたゼミを実現し、参加者を固定することでチューターも各学生の起案の癖を把握でき、より各学生の弱点に留意したきめ細やかな指導がされるよう工夫がされている。このほか、学生が任意で実施している自主ゼミの支援として、学生の要請を受けて専任教員が参加し、起案の添削を行うことで論述能力の向上を図るなどの取組がされている。さらに、初学者向け導入科目として「法曹実務基礎」や、未修1年次から法的分析、構成及び論述の能力の基礎的な力を涵養することを目的とした授業科目「基礎ゼミⅠ」、「基礎ゼミⅡ」が開講されており、民法、憲法、刑法において、初学者を念頭に、事例問題等を用いた実践的な授業が実務家教員により実施されている。

前回の認証評価時から引き続き、各種ハラスメントに関して、被害者又は相談者の保護が確保された組織的な体制が構築されている。

Ⅲ 意見の申立て及びその対応

当機構は、評価結果を確定するに当たり、あらかじめ対象法科大学院に対して評価結果（案）を示し、これに対する意見（その内容が既に提出されている自己評価書及び根拠資料並びに訪問調査で聴取した事項の範囲内であるものに限る。）がある場合には、申立てを受付けました。

意見の申立てのあった事項については、法科大学院認証評価委員会において審議を行い、必要に応じて修正の上、最終的な評価結果を確定しました。

ここでは、当該法科大学院から提出された意見の申立ての内容を原文のまま掲載するとともに、当該申立てへの対応を示しています。

申立て件数：6

（申立て1）

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【対象となる領域及び基準】 領域1 法科大学院の教育活動等の現況 基準1-2</p> <p>【対象となる項目】 Ⅰ 認証評価結果【改善を要する点】並びに Ⅱ 基準ごとの評価【改善を要する点】及び【評価結果の根拠・理由】 基準1-2</p> <p>「専任の教授又は准教授によって担当されていない授業科目については、教務委員会でのシラバス確認や成績評価内容の確認が事後的に行われているのみで、専任教員以外の教員に対し、授業実施前に授業の内容、実施、成績評価に関する法科大学院としての統一された方針に基づく考え方についての指導や周知が十分とはいえない。」</p> <p>【意見】 上掲箇所は削除すべきである。</p> <p>【理由】 専任の教授又は准教授以外の授業担当者に対しては、授業担当の依頼の際に、公開されている教育課程方針（根拠資料3-1-1-1）、時間割・学年暦を含む履修ガイド（根拠資料2-2-B-1）、「成績評価にあたってのお願い」（根拠資料3-5-3-3）を提示しており、授業</p>	<p>【対応】 「改善を要する点」及び「根拠・理由」の一部を次のとおり修正する。</p> <p>「専任の教授又は准教授によって担当されていない授業科目については、教務委員会でのシラバス確認や成績評価内容の確認が事後的に行われているものの、専任教員以外の教員に対し、授業実施前に授業の内容、実施、成績評価に関する法科大学院としての統一された方針に基づく考え方についての指導や周知が十分とはいえない。」</p> <p>【理由】 専任の教授又は准教授以外の授業担当者に対しては、授業担当の依頼の際に、資料を送付していると主張していることを踏まえ、正確性を期すため、「改善を要する点」及び「根拠・理由」の記載内容の一部を修正する。</p>

<p>実施前に授業の内容、実施、成績評価に関する法科大学院としての統一された方針に基づく考え方についての指導や周知を行っている。仮に、これらを不十分であると評価するにしても、事前に指導周知が行われているのであるから、「事後的に行われている<u>のみ</u>」とするのは記載に矛盾がある。</p>	
---	--

(申立て2)

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【対象となる領域及び基準】 領域1 法科大学院の教育活動等の現況 基準1-2</p> <p>【対象となる項目】 基準1-2</p> <p>I 認証評価結果【改善が望ましい点】 「当該法科大学院の運営に必要な予算の配分に当たっては、間接的に法科大学院の意見が反映されているものの、設置者が直接的に法科大学院の意見を聴取する機会が設けられていない。」および</p> <p>II 基準ごとの評価【評価結果の根拠・理由】 「当該法科大学院の運営に必要な経費は、設置者により負担されており、予算の配分に当たっては、予算要求に係る調書や非常勤講師枠追加配分申請書等の提出の機会が確保され、予算に関する事項は、学術院運営委員会の審議事項であるが、同運営委員会からの付託により、法曹専攻教育会議での決定内容をもって同運営委員会の議決とされることから、<u>法科大学院の意見が間接的に反映されているものの、設置者が直接的に法科大学院の意見を聴取する機会が設けられていない。</u>」</p> <p>【意見】 上掲箇所は削除すべきである。</p> <p>【理由】 毎年年末に本学で開催される組織評価対話の中で人文社会ビジネス科学学術院を対象として全学執行部と意見交換が行われる際には、学術院長のみならず法曹専攻長も出席して直接意見を述べる機会が設けられている。</p>	<p>【対応】 原案どおりとする。</p> <p>【理由】 当機構における評価については、評価実施手引書のとおり、書面調査による分析結果及び訪問調査で得られた知見に基づき、各基準について満たしているかどうかの判断を行い、訪問調査期間中に確認できなかった事項について新たな根拠となる資料・データ等の確認が必要な場合には、訪問調査終了後1週間以内に根拠となる資料・データ等を提出するよう対象法科大学院に求めていることから、上記の資料として提出がされていない以上、今回主張された内容については評価することができない。</p>

(申立て3)

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【対象となる領域及び基準】 領域2 法科大学院の教育活動等の質保証 基準2-5</p> <p>【対象となる項目】 I 認証評価結果【改善を要する点】並びにII 基準ごとの評価【改善を要する点】及び【評価結果の根拠・理由】 基準2-5 「(また、)実務家教員が法律基本科目を担当する際の科目適合性の審査基準が存在しないため、適切な内容の審査基準を策定する必要がある。」</p> <p>【意見】 上掲箇所は削除すべきである。</p> <p>【理由】 このたびの評価結果(案)2頁「当該法科大学院の改善が望ましい点」として掲げられた3つのうち最後の項目および同評価結果(案)7頁に記載されているとおり、「法科大学院の授業担当能力の確認について、令和6年11月の法曹専攻教育会議において『法曹専攻担当教員認定に関する申し合わせ』が新たに策定され、法科大学院の科目担当教員の全てに対して科目分野ごとに求められる実務上の知識、能力及び実績に関する判断基準等が明確に定められるようになっており、実務家教員含め「法科大学院の科目担当教員の全てに対して」、法律基本科目を含め「科目分野ごとに求められる実務上の知識、能力及び実績に関する判断基準等が明確に定められるようになった」。</p>	<p>【対応】 「改善を要する点」及び「根拠・理由」について、該当箇所を削除する。</p> <p>【理由】 令和6年11月の法曹専攻教育会議において策定された「法曹専攻担当教員認定に関する申し合わせ」において、法律基本科目を担当する者については、『5年以上の実務実績および当該分野にかかわる優れた研究業績を有すること』と規定されたが、この内容については、実務家教員が法律基本科目を担当する場合も含めた内容であるとする主張を踏まえ、原案の指摘内容に誤認があったことから、「改善を要する点」及び「根拠・理由」の該当箇所については削除する。</p>

(申立て4)

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【対象となる領域及び基準】 領域3 教育課程及び教育方法 基準3-4</p> <p>【対象となる項目】 I 認証評価結果【改善を要する点】並びにII 基準ごとの評価【改善を要する点】及び【評価結果の根拠・理由】 基準3-4</p> <p>「一部の録画オンデマンド方式の授業では、当該授業を行う教員等により毎回の授業終了後併せ行われるべき適切な方法による指導については、<u>毎回の授業の実施後すみやかに</u>行われていなかったが、令和6年11月の法曹専攻教育会議において、授業動画等の視聴期限を定め、期限終了後すみやかに適切な方法により指導を行うことが明記された「法曹専攻における遠隔（リモート）授業等の実施方法について（内規）」の改定版が策定されたことを踏まえ、単位互換協定により他大学に提供する場合の授業科目の実施も含めて同内規に則して授業を実施することが必要である。また、対面授業を録画しその録画の視聴をもって授業の出席に替える措置をとる場合も同内規に則して対応することが必要であることに留意すべきである。」</p> <p>【意見】 上掲箇所は削除すべきである。併せて、文部科学省のメディア告示に関する貴機構の解釈及びそれが文部科学省の解釈に合致するものであることを示されたい。</p> <p>【理由】 文部科学省のメディア告示は「……次に掲げるいずれかの要件を満たし、大学において、<u>大学設置基準25条第1項に規定する面接授業に相当する教育効果を有すると</u></p>	<p>【対応】 原案どおりとする。</p> <p>【理由】 平成13年文部科学省告示第51号（大学設置基準第二十五条第二項の規定に基づく大学が履修させることができる授業等）、いわゆるメディア告示第二号後段は「毎回の授業の実施に当たって、指導補助者が教室等以外の場所において学生等に対面することにより、又は当該授業を行う教員若しくは指導補助者が当該授業の終了後すみやかにインターネットその他の適切な方法を利用することにより、設問解答、添削指導、質疑応答等による十分な指導を併せ行うものであって、かつ、当該授業に関する学生等の意見の交換の機会が確保されているもの」と規定されており、「毎回の授業の実施に当たって、当該授業の終了後すみやかに」十分な指導を併せ行うことが必要であり、このことがすべてのオンデマンド授業において実施されていることが根拠資料により確認することができなかつたため、原案のとおり、令和6年11月の法曹専攻教育会議において改定された「法曹専攻における遠隔（リモート）授業等の実施方法について（内規）」に則して授業を実施することが必要であるとの評価をしたものである。なお、意見交換の機会が確保されているだけでは告示の要件を充足しない。</p>

認めたものであること。 …… 二 毎回の授業の実施に当たって、指導補助者が教室等以外の場所において学生等に対面することにより、又は当該授業を行う教員若しくは指導補助者が当該授業の終了後すみやかにインターネットその他の適切な方法を利用することにより、設問解答、添削指導、質疑応答等による十分な指導を併せ行うものであって、かつ、当該授業に関する学生等の意見の交換の機会が確保されているもの。」と定める。ここで求められているのは、面接授業に相当する教育効果を有すると各大学が認めることのほか、毎回の授業の実施に当たって、十分な指導を併せ行うことと学生等の意見の交換の機会を確保することであり、具体的な方法については各大学に委ねられている。指導及び意見交換の機会の確保のためにmanaba上のスレッド機能を利用しており、それと併せて教員にメールを送付することなどにより学生が疑問点について指導を受けることができる体制が整えられている。「設問解答、添削指導、質疑応答等」は十分な指導の例示に過ぎず、これらを毎回の授業の実施後すみやかに行うことが求められるものではない。

もつとも、Ⅰ 認証評価結果【改善を要する点】並びにⅡ 基準ごとの評価【改善を要する点】及び【評価結果の根拠・理由】においては、「設問解答、添削指導、質疑応答等」を毎回の授業の実施後すみやかに行うことが求められると明示しているわけではないが、前述の通りの体制では指導が行われていないと評価されるわけであるから、貴機構の理解は、設問解答、添削指導、質疑応答等」を毎回の授業の実施後すみやかに行うことを求めるものであると解される。貴機構の理解がこのようなものであるのかについて明らかにし、かつ、それ

が文部科学省の解釈でもあることのご確認を願いたい。この点はメディア告示の解釈であるから、法科大学院のみならず大学における他の教育組織にも関わる極めて重大な問題点であると解する。

貴機構の解釈が文部科学省の解釈でもあるということであれば、当然ながら、当専攻での取り扱いを早急に変更する。しかしながら、当専攻の従来解釈がおよそ解釈として成り立ち得ないものというわけではないことから、【改善を要する点】に掲げるのは適切ではない。

(申立て5)

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【対象となる領域及び基準】 領域3 教育課程及び教育方法 基準3-4</p> <p>【対象となる項目】 I 認証評価結果【改善を要する点】並びにII 基準ごとの評価【改善を要する点】及び【評価結果の根拠・理由】 基準3-4 <u>「授業の方法については基礎科目では授業方法を講義とし、発展科目等では授業方法を演習とするなど大枠が設定され、細部については、教育課程方針を踏まえ、当該科目のコンピテンス（カリキュラム上の位置づけ、科目区分）との関係を検討の上、各担当教員の自由な裁量により授業が実施されている。なお、<u>授業の方法については、組織的に統一された方針を明確に定め、その方針の範囲内において各担当教員の裁量により授業が実施される必要がある。</u>」</u></p> <p>【意見】 上記のうち、「(なお、) 授業の方法については、組織的に統一された方針を明確に定め、その方針の範囲内において各担当教員の裁量により授業が実施されることが必要である。」の箇所は削除すべきである。また、貴機構の考える授業の方法に関する組織的に統一された方針がいかなるものであるかを示されたい。</p> <p>【理由】 貴機構は授業の方法については、大枠・組織的に統一された方針・細部の3段構成を想定しているようである。また、組織的に統一された方針が分かる資料として提出を求めているのはシラバスの記載方針やFD会議録等である。組織的に統一された</p>	<p>【対応】 原案どおりとする。</p> <p>【理由】 令和6年11月の法曹専攻教育会議において策定された「法曹専攻における成績評価に関するガイドライン」によると、講義、演習という設置基準上の授業方法が指定されるのみで、それぞれの授業科目について、科目区分や分野に応じて講義をどのように実施するのか、演習をどのように実施するのかについての法科大学院としての方針までは示されておらず、当機構における自己評価実施要項に記載のとおり、基準3-4の分析項目3-4-2「授業の方法について組織的に統一された方針が策定されており、その方針に基づき、授業が実施されていること」に則り、授業の方法について、授業科目の性質及び到達目標に応じて、どのように授業を実施するのかを組織として明確に定めていることを、根拠資料により確認することができなかつたため、原案のとおり評価したものである。</p>

<p>方針を定めるのは教育課程方針であり、また、シラバスの記載方針はすでに根拠資料 3-4-2-1・3-4-2-2 として提出しているところであることから、大卒のみならず組織的に統一された方針も策定されているものと思料する。これでは不十分であるとしても、評価結果（案）14 頁にて言及されている「法曹専攻における成績評価に関するガイドライン」が策定されたことにより、組織的に統一された方針は決定されている。</p>	
---	--

(申立て6)

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【対象となる領域及び基準】 領域3 教育課程及び教育方法 基準3-5</p> <p>【対象となる項目】 I 認証評価結果【改善を要する点】並びにII 基準ごとの評価【改善を要する点】及び【評価結果の根拠・理由】 基準3-5 「一部の授業科目の平常点評価において『感想文』が考慮要素に含まれるものや、授業態度の点数を基準点からの増減により評価されていることで結果的には出席点に相当する疑念があるものが認められるなど、成績評価基準が客観的かつ厳正に評価されるものとなっていないものがあり、また、学生の学習到達度も考慮して成績評価が行われていることに対する組織的な確認が十分に行われていない。」</p> <p>【意見】 「一部の授業科目の平常点評価において『感想文』が考慮要素に含まれるものや、授業態度の点数を基準点からの増減により評価されていることで結果的には出席点に相当する疑念があるものが認められるなど、成績評価基準が客観的かつ厳正に評価されるものとなっていないものがあり、」の部分は削除すべきである。その上で、「学生の学習到達度も考慮して成績評価が行われていることに対する組織的な確認」が当該基準を満たさないといえる程度に不「十分」との判断を確定させるに足る理由を明示することにより、今後の改善にとって必須となるはずの指針を示されたい。</p> <p>【理由】 「一部の授業科目の平常点評価において</p>	<p>【対応】 原案どおりとする。</p> <p>【理由】 感想文の件は、昨年度の同科目については、授業科目調査等が十分ではなかった可能性があるが、授業科目調査において同様に感想文を成績評価の考慮要素としていたことが発覚した他の大学においては、同様の指摘をしているものである。また、当該科目における実際に提出された「感想文」が、授業の到達度を測定可能な内容であったかの判断については、当機構における評価については、評価実施手引書のとおり、書面調査による分析結果及び訪問調査で得られた知見に基づき、各基準について満たしているかどうかの判断を行い、訪問調査期間中に確認できなかった事項について新たな根拠となる資料・データ等の確認が必要な場合には、訪問調査終了後1週間以内に根拠となる資料・データ等を提出するよう対象法科大学院に求めているが、上記の資料として提出がされていない以上、今回主張された内容については評価することができない。このようなシラバスでの表記上の問題が発生していることも踏まえ、シラバスチェックをはじめとする、組織的な確認が不十分であったと評価するに至ったものである。</p> <p>また、授業態度の点数を基準点からの増減により評価を行う科目の件は、一授業科目において、授業アンケート及び感想を提出することにより、授業態度の評価として基準点からの増減により行われていたことが提出された資料により確認がされている。この基準点部分については授業アンケート及び感想の提出をもって一律に得点が与えられ、提出がない者（欠席者）には得点が与えられていない</p>

<p>『感想文』が考慮要素に含まれるもの」について、当専攻開設科目のシラバスの中で「感想文」という表現を用いている唯一の科目である「経済法演習」は昨年度まで九州大学法科大学院から単位互換科目として提供を受けてきたものであり、同科目担当教員が九大から本学に転籍したことに伴い、本年度より当専攻開設科目として九大に単位互換科目として提供している。「感想文」という表記は昨年度の同科目の九大のシラバスにもあったものが本年度の当専攻のシラバスに引き継がれた経緯があるところ、昨年度貴機構が九大に対し実施した法科大学院認証評価においては今般の評価書（案）と同様の指摘はなされていない。また、同科目の「感想文」の内容は、成績評価結果確定に向けた当専攻専任教員によるダブルチェックの対象に含まれるが、実際に内容を検証したところ、本学の履修者がビジネスの現場で経済法に関わる現役社会人であることもあり、学士課程における文字通りの「感想文」といった内容のものではない。なお、シラバス上の表記の問題として「感想文」という表現は今後避けたいと考える。</p> <p>「授業態度の点数を基準点からの増減により評価されていること」について、そもそも当専攻では出席のみをもって平常点として加点することを禁じているところ、出席のみをもって基準点を与えるのではなく、教員からの質問等に対する応答の質を測る方途の1つとして「授業態度の点数を基準点からの増減により評価」することは、科目担当教員の合理的裁量の範囲内のものと考えられる。こうした例が結果的には出席点に相当するとの「疑念」を貴機構が抱かれたことのみをもって基準3-5に照らした判断の理由としうるのか、はなはだ疑問である。</p>	<p>ことから、実質的に「出席による加点」とみなされ得るため、原案のとおり「疑念がある」との指摘をしたものである。</p>
---	---